

## 「受託契約準則」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

1．受託契約準則の一部改正新旧対照表	1
2．信託金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表	2
3．発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表	3

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代 用) 第29条 (略) 2 (略) 3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証 券の区分に従い、当該各号に定めるところによ る。 (1)~(3) (略) (4) 前3号に掲げる有価証券以外の有価証券の うち日本証券業協会が<u>売買参考統計値</u>を<u>発表</u> <u>するもの</u> 日本証券業協会が<u>発表する</u><u>売買参考統計値</u> <u>のうち平均値</u> (5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年8月5日から施行 する。</p>	<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代 用) 第29条 (略) 2 (略) 3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証 券の区分に従い、当該各号に定めるところによ る。 (1)~(3) (略) (4) 前3号に掲げる有価証券以外の有価証券の うち日本証券業協会が<u>基準気配</u>を<u>公表するも</u> <u>の</u> 日本証券業協会が<u>公表する</u><u>基準気配</u> (5) (略)</p>

信託金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券</p> <p>日本証券業協会が<u>発表する売買参考統計値のうち平均値</u>。ただし、<u>売買参考統計値が発表されていないもの</u>のうち本所又は国内の他の証券取引所において上場されているものについては、その最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)</p> <p>3 第1項第3号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が<u>売買参考統計値を</u>発表するものに限る。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年8月5日から施行する。</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券</p> <p>日本証券業協会が<u>公表する基準気配</u>。ただし、<u>基準気配が公表されていないもの</u>のうち本所又は国内の他の証券取引所において上場されているものについては、その最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)</p> <p>3 第1項第3号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が<u>基準気配を</u>公表するものに限る。</p>

発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券  <u>日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値</u>。ただし、<u>売買参考統計値が発表されていないもの</u>のうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているものについては、その最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)</p> <p>3 第1項第3号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が<u>売買参考統計値を</u>発表するものに限る。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年8月5日から施行する。</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券  <u>日本証券業協会が公表する基準気配</u>。ただし、<u>基準気配が公表されていないもの</u>のうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているものについては、その最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)</p> <p>3 第1項第3号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が<u>基準気配を</u>公表するものに限る。</p>